

## 導入する「雇用労務責任者の選任」及び「就業規則等の社内規程の多言語化」の概要票

### I 導入する「雇用労務責任者の選任」

① 雇用労務責任者が就業環境整備計画期間中において全ての外国人労働者と3カ月間ごとに1回以上の面談を行い、その結果を書面により作成する。	<input type="checkbox"/> 実施する / <input type="checkbox"/> 実施しない ※「実施しない」の場合、本助成金の支給を受けることができません。
② 外国人労働者が労働基準法その他の労働に関する法令（最低賃金法、労働安全衛生法など）違反を受けた場合に相談できる関係行政機関（労働基準監督署）等の案内を書面により配付する。	<input type="checkbox"/> 配付する / <input type="checkbox"/> 配付しない ※「配付しない」の場合、本助成金の支給を受けることができません。
③ 雇用労務責任者の外国人労働者に対する周知予定日	年 月 日 頃

### II 導入する「就業規則等の社内規程の多言語化」

① 全ての事業所における多言語化する就業規則等の社内規程の種類	
<input type="checkbox"/> 就業規則（労働基準法第 89 条） <input type="checkbox"/> 労働条件通知書（労働基準法第 15 条） <input type="checkbox"/> 時間外及び休日労働に関する労使協定（36 協定）（労働基準法第 36 条） <input type="checkbox"/> 貯蓄の管理に関する労使協定（労働基準法第 18 条） <input type="checkbox"/> 賃金控除に関する労使協定（労働基準法第 24 条） <input type="checkbox"/> 1 か月単位の変形労働時間制に関する労使協定・就業規則に準ずるもの（労働基準法第 32 条の 2） <input type="checkbox"/> フレックスタイム制に関する労使協定（労働基準法第 32 条の 3） <input type="checkbox"/> 1 年単位の変形労働時間制に関する労使協定（労働基準法第 32 条の 4） <input type="checkbox"/> 1 週間単位の非定型的変形労働時間制に関する労使協定（労働基準法第 32 条の 5） <input type="checkbox"/> 一斉休憩の適用除外に関する労使協定（労働基準法第 34 条） <input type="checkbox"/> 月 60 時間超に係る割増賃金を代替休暇とする労使協定（労働基準法第 37 条） <input type="checkbox"/> 事業場外労働のみなし労働時間制に関する労使協定（労働基準法第 38 条の 2） <input type="checkbox"/> 専門業務型裁量労働制に関する労使協定（労働基準法第 38 条の 3） <input type="checkbox"/> 企画業務型裁量労働制に関する労使委員会の決議（労働基準法第 38 条の 4） <input type="checkbox"/> 労使協定に代わる労使委員会の決議（労働基準法第 38 条の 4） <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の時間単位付与に関する労使協定（労働基準法第 39 条） <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定（労働基準法第 39 条） <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の賃金を標準報酬日額とする労使協定（労働基準法第 39 条） <input type="checkbox"/> 高度プロフェッショナル制度に関する労使委員会の決議（労働基準法第 41 条の 2） <input type="checkbox"/> 労使協定に代わる労働時間等設定改善委員会・労働時間等設定改善企業委員会の決議 (労働時間等設定改善法第 7 条・第 7 条の 2) <input type="checkbox"/> 育児休業、所定外労働の制限、所定労働時間の短縮措置の適用除外に関する労使協定 (育児・介護休業法第 6 条、第 16 条の 8、第 16 条の 9、第 23 条) <input type="checkbox"/> 介護休業の適用除外に関する労使協定（育児・介護休業法第 12 条） <input type="checkbox"/> 子の看護休暇、介護休暇の適用除外に関する労使協定 (育児・介護休業法第 16 条の 3、第 16 条の 6) <input type="checkbox"/> 高齢者の継続雇用に関する労使協定（高年齢雇用安定法第 9 条） <input type="checkbox"/> 寄宿舎規則（労働基準法第 95 条）	
② 就業規則等の社内規程の多言語化が完成する予定日 (外部の機関または専門家等に委託する場合は納品予定日)	年 月 日 頃
③ 外国人労働者に対する多言語化した就業規則等の社内規程の周知方法	
<input type="checkbox"/> 社内掲示板による周知 <input type="checkbox"/> メール等の文書による周知 <input type="checkbox"/> 回覧による周知 <input type="checkbox"/> 会議の開催による周知 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

【記入上の注意】

< I 導入する「雇用労務責任者（※1、2）の選任」 >

- 1 ①欄は、「 実施する /  実施しない」のいずれかを「」してください。
- 2 ②欄は、「 配付する /  配付しない」のいずれかを「」してください。
- 3 ③欄は、予定する年月日を記入してください。  
なお、雇用労務責任者を複数選任する場合は、最も遅い周知予定日を記入してください。

※1 雇用労務責任者とは、就労環境整備措置への取組、外国人労働者からの相談への対応、その他外国人労働者の就労環境の整備等に関する事項の管理業務担当者であり、本助成金を申請する場合は、雇用保険適用事業所ごとに選任し、また選任したことを外国人労働者に周知する必要があります。

※2 雇用労務責任者は当該事業所において雇用されている労働者であり、専任の者を配置する必要はなく、外国人雇用管理業務を担当する人事課長等の兼任としても差し支えありません。また、国籍、就労（経験）年数等の基準は設定しておりません。ただし、当該事業所において、雇用労務責任者として適当な者を選任できない場合は、当該事業所の事業主又は役員が雇用労務責任者になることができますが、その場合であっても、当該雇用労務責任者が同時に複数の事業所の雇用労務責任者になることはできません。

< II 導入する「就業規則等の社内規程の多言語化」 >

- 1 ①欄は、多言語化する社内規程を「」してください。  
なお、事業所においてすでに社内規程として作成しているものは、全て多言語化する必要があります。
- 2 ②欄は、予定する年月日を記入してください。  
なお、多言語化する言語の種類が複数に渡る等の場合は、最も遅い完成予定日（納品予定日）を記入してください。
- 3 ③欄は、予定している周知方法を「」してください。  
「 その他（ ）」を「」する場合は、「（ ）」に具体的な周知方法を記入してください。